

陳 情 文 書 表

受付番号	第2号
件 名	三田市会議員政務活動費交付制度の廃止を求める陳情書
受付年月日	平成28年11月18日
陳 情 者	三田市 XXXXXXXXXX 三田を愛する市民の会 会長 田守 栄子
要 旨	<p>平成13年4月1日から施行された三田市議会政務調査費は、政務活動費に改訂され、15年に亘って地方議会議員に公付されてきた。</p> <p>三田市においても、平成13年3月30日に公布に関する条例を定め、市議会議員に月額60,000円（平成24年10月に月額が15,000円引き上げられる）を乗じた額を半期ごとに交付してきた。</p> <p>年額で72万円議員一人あたり交付されている。</p> <p>「三田を愛する市民の会」は、三田市議会議員定数を20名とする直接請求署名運動に続いて、市議会議員に公付されている政務活動費の収支報告書の閲覧活動を展開した。</p> <p>市条例には、この政務活動費交付の目的を以下の様に定めている。</p> <p>この政務活動費は、議員が多種多様な質の高い情報、しかも執行機関と異なる情報を収集し、執行機関を批判監視するとともに政策を提言するなど、地方議員の調査活動基盤の充実を図ることにより、地方議会の審議能力を強化し、その活性化を図る目的で制度化された。</p> <p>しかし、当会が展開した政務活動費の収支報告書の閲覧活動からは、条例に定められた制度化の趣旨は活かされず、その改善も微々たるもので、改革への痕跡も伺えない。</p> <p>最高責任者である歴代の議長に対し、閲覧で明らかになった問題点を指摘して改善・改革を申し入れ、話し合いを積み重ねたが、問題解決の糸口も見出せない。全国的に多くの地方自治体で、議員の不正支出や資金の横領などの犯罪にまでに問題が拡大している。</p> <p>したがって、議会改革や議員の自浄努力が進まない現状では、現行の費用交付制を廃止して解決する以外はないと思考する。</p> <p>減額された費用が議会活動に悪影響を与えるのであれば、議員歳費の増額で対応すべきである。</p> <p><陳情事項> 三田市議会議員の政務活動費交付を廃止すること。</p> <p>なお、この陳情が委員会に提出された時は、三田市議会基本条例第7条の2の項に従って、陳情者の意見を聴く機会を設けること。</p>
付託委員会	議会運営委員会